

平成30年度 第2回奈良市景観審議会 景観計画策定部会 会議録

開催日時	平成30年12月11日（火）午後4時00分から午後5時00分		
開催場所	奈良町からくりおもちゃ館（奈良市陰陽町7番地）		
出席者	委員	平尾会長、谷澤委員、山口委員【計3名】（欠席3名）	
	事務局	木村（都市整備部次長） 佐々木（景観課長補佐） 徳岡（奈良町にぎわい課長） 山口（文化財課） 田淵、小嶋、辰己（景観課）	
開催形態	公開（傍聴 0人）	担当課	都市整備部 景観課 教育委員会 教育総務部 文化財課
議題又は案件	<p>【案件】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 禁止地域等に掲出する社会貢献型屋外広告物の実証実験について 2. 奈良市景観計画・屋外広告物条例の改正について 		
議事の概要及び議題又は案件に対する主な意見等			
事務局	司会挨拶		
次長	挨拶		
会長	<p>それでは、案件「禁止地域等に掲出する社会貢献型屋外広告物の実証実験について」事務局より説明してください。</p>		
事務局	<p>それでは、「禁止地域等に掲出する社会貢献型屋外広告物の実証実験について」説明させていただきます。</p> <p>まず1ページですが、奈良市の広告のエリアは大きく分けて、禁止地域と許可地域があり、禁止地域とは、歴史的風土保存区域、風致地区、第1種及び第2種低層住居専用地域などをいい、適用除外により、自己用看板しか設置できないエリアです。一方、許可地域は、案内看板も設置できるエリアとなります。</p> <p>禁止地域には、案内看板設置することはできませんが、案内看板に避難場所誘導表示、公共施設案内看板等を設置者の負担により掲出することにより、案内看板の設置を可能にするのが、社会貢献型屋外広告物です。</p> <p>資料1ページに実証実験の目的、国のガイドライン、内容を記載しております。外国人観光客をはじめ多くの来訪者に快適な滞在環境を提供するため、観光案内</p>		

及び施設案内の整備や観光地への移動を円滑にするバスロケーションシステムの拡充が必要となっています。

禁止地域・禁止物件への掲出を許可し実験期間を通じて来訪者の意見を基に課題を検証し今後予定している屋外広告物条例の改正時に反映しようとするものです。

この実証実験での屋外広告物の種類としまして、以下の3種類です。

- ・社会貢献型電柱広告による公共施設及び避難場所案内
- ・屋外広告物収入を利用した観光案内板・公共掲示板等
- ・バスロケーションシステムによる企業広告の表示

掲出期間は、平成33年3月31日までとし、掲出期間終了後、掲出を継続する場合は奈良市屋外広告物条例の基準を遵守した屋外広告物として許可を受け掲出するものとしますので、2年後の条例改正の基準に適合したものに対応していただきます。

資料2ページに、地域貢献型電柱広告のデザイン案を掲載しています。

最初は避難場所誘導表示分です。地色を色分けしていますのは、茶系の電柱は広告の地色を茶系、コンクリートの電柱には広告の地色を白系と考えております。なお、茶系の電柱につきましては、風致地区(古都法のエリア)、歴史重点地区において指導しております。

確認点としまして、広告の大きさの割合については2：1で考えています。2が広告、1が地域貢献です。

電柱広告の色については、屋外広告物申請の手引きの15ページにありますように、奈良市では環境がもたらす背景色に調和する色の解釈が次のようになっています。

解釈

- ・白を地色として灰色、黒、茶、こげ茶、紺を文字・文様に使用することを原則とする。
- ・白を除く上記各色を地色とした場合の文字・文様は白が望ましい。
- ・その他の色を使用する場合は、上記の色彩に調和し違和感のない色を用いること。その場合の色の使用面積は、広告物の面積の10%以下とする。

別に関西電力で作成の電柱取扱マニュアルがありますが、奈良市は市の基準で指導しています。

今回、社会貢献型電柱広告に表示する避難場所の案内表示については、濃い緑色を使用いたします。この色は、一般的に広く避難等を表す色として使用されています。

次に、資料3ページ左側の着色図面は、コンクリート電柱の広域避難地であります。右側は防犯カメラの設置エリア分です。

次に資料4ページは施設案内系の電柱広告です。茶色電柱分を見ていただきます。施設案内の部分につきましては濃い茶系の色を提案させていただいております。今後、観光エリアである奈良町を中心に公共施設の案内を行ってまいりたいと考えています。

また地色が白系の分につきましては、下部の施設表記の色と合わせて今後ご検討いただこうと考えております。

なお、今回の社会貢献型電柱広告物につきましては、禁止地域等における電柱広告が対象となりますが、許可地域の社会貢献型電柱広告物についても禁止地域並みの社会貢献型電柱広告物のデザインを踏襲したいと考えています。また、同様に電柱広告全般についてもデザインの検討を行ってまいりたいと考えています。

次に、資料5ページ、観光案内板・公共掲示板等についてご覧いただきます。

現在1つ予定しているのが、JR奈良駅の西側のデッキであり、禁止物件となりますが、周辺公共の施設案内マップを掲示、また管理することで、案内看板の掲示を許可するものとしています。

なお、案内広告はホテル日航の各施設となります。大きさについては看板全体の2/3以上を施設案内マップとしています。

また、壁面の1/3以下（基準では1/5以下）としております。

資料右側の写真は、バスロケーションシステムによる企業広告の表示となります。これについては、現在協議中ですので協議が進展すれば詳しく報告させていただきますが、同様に1/3以下の広告を入れていこうと考えています。

本日提案させていただいております広告物のデザインについてご意見を頂くものです。また今後も社会貢献型電柱広告物の掲示にあたり、その都度ご意見を伺います。

以上で説明を終わります。

会長
事務局
会長
谷澤委員

質問ですが、資料4Pに広告面積の検討をしていますが、何か意味があるのですか。

当初検討していた経緯がありましたが、特に意味はありません。

ご意見ありませんか。

巻き付け広告のサンプルを比較すると、デザイン的には、地色にちょっと色が付いている方が良いと思います。

外枠のデザインについて、3種類のサンプルを比較すると角にアールを付けたり、付けないなどバラバラですが四方の角をアール仕上げに統一した方が良いと思います。

	<p>また、ベースに柄を入れていますが、これだけ明度差があると認識しにくいですね。</p> <p>矢印も昔からのデザインですので、交通で使用している認識し易いデザインで統一した方が良いでしょう。</p>
会長	交通標識で使用している矢印ですね。
谷澤委員	はい。後は、公共・観光表示は、できるだけ文字を大きめにする。QRコードは、場所によってあれば良いかもしれないが、何が何でも入れようとする方が良いでしょう。それから、色の制限を守ってもデザインが悪い場合も考えられる。
事務局	色彩については、屋外広告物条例改正時に行いますので、その中でご意見を伺いたいと思います。
会長	<p>今回は、事務局から避難所を緑、案内を茶色と提案されています。</p> <p>まず、彩度を統一する。広告物のエッジ部分もアールで統一する。また、矢印は、交通標識に使っているものに統一しましょう。ということですね。</p> <p>センスの悪いデザインが出てきた時が問題ですね。今回は、文字色4色に赤字の矢印を許しますとの条件ですが、センスの悪いデザインが現れた場合は、景観計画にフィードバックして対策を考えないとだめですね。</p>
山口委員	<p>山口委員なにかありますか。</p> <p>質問ですが、矢印は赤に統一するということですね。文字色の限定規制は、あるとのことですが、ロゴとか電話番号は、どんな条件ですか。</p>
事務局	<p>電話番号、店名等につきましては、広告上部（高さ 940mm の範囲）で表示します。</p> <p>地域貢献表示の上部（高さ 150mm の範囲）で赤色の矢印を表示します。</p> <p>また、会社のロゴマークについては、表示しません。</p>
会長	<p>会社のロゴは、除くのですか。</p> <p>例えば、医院の看板に赤十字のマークを茶色で入れたい場合は、どう考えるのですか。</p>
事務局	赤十字マークは別だと思いますが、社会貢献型屋外広告物の場合は、広告表示面積が限られていますので、全体のロゴの表示は行わないものとします。
会長	広告の表示内容については、ある程度ルールを決めて置かないと崩れていく恐れがありますね。
谷澤委員	実証実験で、どのくらい取り付けますか。
事務局	1箇所につき4から5本の電柱に取り付けるとしています。
谷澤委員	<p>今は、小さな店でも必ずロゴがあります。ロゴの中にマークが入っている場合もあります。</p> <p>電柱広告物は、縦書きになるのでデザインを考えるのに非常に難しいと思います。</p> <p>また、申請されたデザインの良し悪しを行政側が審査するのも難しいでしょう。</p>

	<p>このことから、例えば文字を4色使うのでは無く、こげ茶色にして書体も統一するやり方で初めてはどうですか。これでスタートして、批判が多いなら改善していけば良いでしょう。</p>
会長	<p>規制を厳しくする方法ですね。</p>
谷澤委員	<p>曖昧なやり方で、スタートするとイレギュラーがたくさん出てくると思います。その度ごとに行政の審査で対応するのは、大変な作業となるでしょう。</p>
会長	<p>今の意見をまとめると、色を絞って書体の指定をする。ロゴは載せない。ルールとして統一する方が、景観に効果があるだろうということですね。景観に資する広告の実証実験の意味で、振れ幅が少ないこのやり方は、一つの意見だと思います。</p>
山口委員	<p>例えば実証実験を第1期、第2期として分けて募集し、振れ幅の少ないデザインのルールを第1期としてやってみたらどうですか。</p>
谷澤委員	<p>いいですね。</p>
会長	<p>2点ポイントがあるわけですね。まず、対応の点ですごく揺れてしまう事があって、デザイナーからしてもその制限の中でどこまで広告の表現で暴れてもいいのかわからないのが1点あって、規制し過ぎると掲出の件数が減りすぎる事が考えられる。</p>
山口委員	<p>ちょっと心配するのが、文字色4色全部使うというやり方も考えられるので、文字色の使用方法を検討しておく必要があります。そういった意味でも最初から配色を絞っておくのはどうでしょうか。</p>
谷澤委員	<p>行政側が指導し易いようなダメなパターンの広告のデザインを決めておいた方が良いと思う。例えば、4色同時に使ったらダメなど。</p>
事務局	<p>今日、提案させていただきました内容としましては、地色の白と茶色・広告の大きさや割合・避難所の緑色です。ご意見をいただいております上部の広告表示部分の色について検討しておりません。</p> <p>今回、設置していく箇所は、許可地域ですすでに広告が設置されているエリアです。また広告の表示ルールについて変更するには、関係者の方々と協議していく必要がありますので、禁止地域で設置する場合のルールについては、次回の景観審議会でご検討いただきながら進めて行きたいと思っております。</p> <p>許可地域については、この提案で進めさせていただきたいと思っております。</p>
会長	<p>要は、禁止地域については、今後検討します。それから許可地域については、すぐにも進めたいので文字色4色でいきたいと言う話ですね。</p>
事務局	<p>はい。それから文字の書体について指定をせず、ロゴを表示しないことで進めたいと</p>

会長	<p>考えております。また矢印については、赤色で進めたいと思います。</p> <p>今すぐに決めるのが難しかったらそれはそれで検討いただければいいのですが、せっかく意見をいただいておりますので、意見を出しても意味が無いのならこの会は要りません。</p>
事務局	<p>本日戴いたご意見につきましては、禁止地域において反映させていただきたいと思っております。</p>
会長	<p>あと何かご意見ありませんか。</p>
山口委員	<p>矢印の赤色について、若干明度が高いと思います。それから余白の30mmも狭いと思います。今後、洗練されたデザインとなるように決めていけたらと思います。</p>
谷澤委員	<p>色んな意見を言いましたけど、この内容を皆さんで共有することが大事だと思います。</p>
会長	<p>今後、積極的なご検討をお願いします。</p> <p>次にいきましょう。</p>
事務局	<p>2番目 奈良市景観計画・屋外広告物条例の改正について説明してください。</p> <p>それでは、資料1ページに示しております今回の改正において、4つの大きな柱で検討点があると考えております。</p> <p>まず第1点目に屋外広告物の「2つの規制」の「1本化」、2点目に「沿道景観」を基本としたエリアの再検討、3点目が「デザインガイドライン」の規制内容の「曖昧部分（定性基準）の見直し」、4点目が新たな「重点地区」の追加です。</p> <p>1点目の屋外広告物の「規制の一本化」ですが、景観計画に示されている、「屋外広告物」の規制と屋外広告物条例の規制を統合し、「規制の一本化」を検討したいと考えています。この「規制の1本化」に際しては、景観計画の各エリアの景観特性も踏まえた上で、改めて屋外広告物の許可基準等の規制内容を検討し、屋外広告物条例の許可基準の改正を考えています。なお、条例を改正する上で、法制部局との協議も必要になります。</p> <p>2点目の「沿道景観を基本としたエリアの再検討」ですが、資料2ページと3ページに示させて頂いております。現景観計画の重点地区の中でも特に検討が必要と考えている重点地区として先程視察していただいた、「大宮通り景観形成重点地区」及び「三条通り景観形成重点地区」並びに「ならまち歴史的景観形成重点地区」等であります。</p> <p>事務局として資料2ページに示しています、仮定のエリア分けとして大宮通り重点を4つのエリアに、三条通り重点については、2つのエリアに細分化する形で設定しています。</p> <p>この仮定エリアは、景観計画で示している、「重要公共施設の区域」をベースに仮定</p>

	<p>したエリアとなっています。資料3ページのならまち重点ですが、ならまちの中心的な道路を基本にエリア分けの検討をしており、このエリアについては、屋外広告物の規制を基本に検討が必要でないかと考えたエリアです。このように、「長い路線」・「広い範囲」で地区が設定されていますが、「景観特性」が変化する中で、同一のデザインガイドラインで「景観誘導」を図ることが、良いものか否か日々の業務の中で苦慮しているところです。</p> <p>また、この仮定エリアで良いのか判断に悩んでおり、この策定部会の意見等をエリア分けの検討に活かしていきたいと考えています。</p> <p>3点目の「デザインガイドラインの規制内容の曖昧部分（定性基準）の見直し」ですが、資料4ページですが、現在のデザインガイドラインの規制内容における曖昧表現（定性基準）の部分を見直し、また、景観形成地区や新たに検討するエリアごとにデザインガイドラインの規制内容の再検討を行い、規制内容をできるだけ、「定量基準」で表現し、現在のデザインガイドラインを再構成し、「景観誘導」を図って行きたいと考えております。</p> <p>また、「定性基準」については、景観計画とは別にガイドラインの冊子の作成を新たに考えております。4点目の「重点地区の追加」ですが、3ページに示しておりますが、先程視察いただいた、ならまち歴史的景観重点地区と三条通り景観形成重点地区を結び1路線及び第1回目の策定部会で奈良県より説明のありました、「西九条佐保線」を追加の重点地区と考えています。以上です。</p>
会長	<p>論点を絞っていきましょう。今日のポイントは、先に現場視察を行いましたので、2番目の沿道景観を基本にしたエリアの設定の再検討についてですね。</p> <p>その辺のご意見を伺います。</p>
山口委員	<p>確認ですが、資料3ページのならまち歴史的景観形成重点地区内の主要道路沿いについて青線の屋外広告物誘導路線は、すべて同じ基準で考えているのですか。</p>
会長	<p>今は、未知数です。</p>
山口委員	<p>意見ですが、奈良町都市景観形成地区の中と外で町並みや建物が違いますし、理想とする景観像も違いますので、青いところすべて一律にするのは、違和感があります。</p> <p>特にやすらぎの道の交差している部分から大乘院庭園辺りまでは、奈良町都市景観形成地区の中について屋外広告物誘導路線にしたら良いが、更に誘導ができるようにすれば良いと思います。</p>
会長	<p>青い所は、沿道ですので奈良町都市景観形成地区について、より厳しいもので別建てすべきということですか。</p>
山口委員	<p>そうです。</p>

<p>会長 山口委員</p>	<p>他ご意見どうですか。</p> <p>大宮通り及び三条通り沿道景観重点地区、資料3ページ赤線の部分ですが、重点に入れるのは、もちろん賛成です。</p>
<p>会長</p>	<p>ゾーンは、沿道で変わってくるのですね。</p> <p>はい</p> <p>私は、エリアの設定は違和感無いです。ただ細分化し過ぎてゴチャゴチャにならないようにしたい。ここは、難しいところでオフィスの沿道系、歴史的沿道系、眺望の三種類ぐらいにした方が良くと思います。</p>
	<p>確定的な意見ではありませんが、仮に大宮通りについて整理しますと近鉄の駅前をオフィス系、次に新大宮から奈良市庁舎・これもオフィス系です。どちらもオフィス系ですが、厳しいと緩いとします。次に三条通りのもっと西側で朱雀の公園辺りは、視点場系として広々とセットバックを中心に、奥までは考えないが道路の近くは1700mmぐらいの植樹帯を設定するようなエリア、ただ1つ1つのメニューを全部変えるのは、しんどいと思います。</p>
	<p>今回の改正で考えるとエリア指定だけ考えていますが、実は24号線も重点地区ですし、新駅のことも考えていかなければなりません。作業量がかなり多いです。</p> <p>ここからラディカルに言わせてもらいますと、奈良駅西側の住居のエリアについてですが結構マンションが立ち並んでいます。この場所で30年経っても変わらないのなら外してもいいのではないかと思います。</p>
	<p>今日の資料の3ページの赤い部分についてもすごく難しい。バラバラの用途でどこまで厳しくできるのか悩ましいです。</p>
	<p>次のステップ考えたときにどうですか。今日の提案については、目標景観の設定が難しい場所です。</p>
<p>山口委員</p>	<p>沿道景観形成重点地区（追加）については、背景に山が見えるので全体的に重点で規制をかけていくイメージで、今よりも悪化しないように緩やかに誘導することでしょうか。会長が説明されたとおり誘導する景観タイプとして、オフィスの景観、歴史の景観、眺望の景観に分類することで十分な気がします。</p>
<p>会長</p>	<p>京都では、沿道型 歴史型 旧市街地の大きく3つの分け方があります。</p> <p>奈良では、旧市街地として奈良町、それから沿道型についてオフィス系と歴史系の2つがありますが、オフィス系として大宮周辺と近鉄奈良駅前と JR 奈良駅前をどう考えるかですが、コンセプト的には同じでよいかもしれませんね。</p> <p>複雑にするよりそいつの誘導力を定量性とか看板も複雑するのではなく景観のほうも広告物をここまで抑える。建物の壁面をこうしようなど考えることがいっぱいありま</p>

事務局	<p>す。</p> <p>景観を考えると 基準を考えるには分類分けして当てはめていこうと考えております。</p>
会長	<p>エリアの話から飛びますが、京都では、混在型の場合は、大規模・中規模・小規模と分けて計画しています。</p>
	<p>御池通は、全部大規模になります。奈良の場合は、様々な規模のものが混ざっていますので、それぞれの規模ごとにルールを決めた方が良いでしょう。2階建ての小さな住宅と大きなビルと同じ規制をするのは大変だと思います。</p>
	<p>景観のガイドラインですが、各エリアで平均すると22コの規制があって、図で示せるものが1コか2コしかありません。なるべく図で示せる規制を意識すると誘導をし易いのだと思います。</p>
谷澤委員	<p>規制エリアを重ねるのは意味が無いと考えます。例えば、奈良町の厳しい規制（奈良町都市景観形成地区）と重点地区を重ねているなどは、意味が無いと思います。</p>
	<p>小規模な家が多すぎますね。だから規制があっても規制が合わないところがあるのだと思います。いまから規制しようとしている場所でも若草山が見える場所があります。ところどころにあるポールサインが目立つので、これだけ規制すれば風景が変わると思います。ゾーンを分けるより広告規制を先にすれば、市民にもアピールできると思います。</p>
会長	<p>広告物規制の道筋を考えるのが先ということですね。</p>
谷澤委員	<p>京都の広告規制は、すごく細かいですが市民の理解を得ているので、京都の厳しい規格にあった看板を制作しています。奈良市も同様にすることで、良いデザインの広告で景観を良くする早道になると思います。</p>
会長	<p>広告を抑制するのは、皆さんの共通の認識ですね。そのメニューは、早々に考えていきましょう。</p>
	<p>エリアは、なるべくシングルレイアにしたいですね。せつかくの改正の機会なので、しっかり1年かけて考えていきましょう。</p>
	<p>これで終わります。</p>
事務局	<p>皆様ご苦勞様でした。</p>
	<p>これで第2回奈良市景観計画策定部会を終わります。</p>